

別紙

第1 法人税基本通達関係

昭和44年5月1日付直審(法)25「法人税基本通達の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 資本等の金額及び資本等取引

改 正 後	改 正 前
<p>(資本の増加の日)</p> <p>1 - 5 - 1</p> <p>(1) 払込み又は現物出資による増資の場合(3)に該当する場合を除く。)</p> <p>払込期日(現物出資の場合には、現物出資の目的となった財産の給付の期日)</p> <p>(2)</p> <p>注)</p> <p>(3)</p>	<p>(資本の増加の日)</p> <p>1 - 5 - 1</p> <p>(1) 払込み又は現物出資による増資の場合(3)に該当する場合を除く。)</p> <p>払込期日(現物出資の場合には、現物出資の目的となった財産の給付の期日)。ただし、株式会社にあつては、当該払込期日の翌日</p> <p>(2)</p> <p>注)</p> <p>(3)</p>

2

二 棚卸資産の取得価額

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p>(賞与引当金と使用人賞与の原価算入の関係)</p> <p>5 - 1 - 6 法人が賞与引当金勘定を設けた事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)の翌事業年度において賞与を支給した場合には、その支給した賞与の額の原価算入については、次に掲げる場合に依り、次による。</p> <p>(1) その支給した賞与のうち製造原価に算入すべきものの額が賞与引当金勘定の金額(製造原価に算入した金額に限る。)を超える場合には、その超</p>

(法令に基づき交付を受ける給付金等の額の製造原価からの控除)

5-1-6

(副産物、作業くず又は仕掛じ品の評価)

5-1-7 5-1-7

える部分の金額については製造原価に算入し、当該賞与引当金勘定の金額に達するまでの金額については製造原価に算入しない。

(2) その支給した賞与の額で製造原価に算入すべきものが当該賞与引当金勘定の金額以下であるときは、その賞与の額は製造原価に算入しない。

(法令に基づき交付を受ける給付金等の額の製造原価からの控除)

5-1-7

(副産物、作業くず又は仕掛じ品の評価)

5-1-8 5-1-8

三 棚卸資産の評価の方法

改 正 後	改 正 前
(売価還元法により評価額を計算する場合の期中に販売した棚卸資産の対価の総額の計算)	(売価還元法により評価額を計算する場合の期中に販売した棚卸資産の対価の総額の計算)
5-2-6	5-2-6
..... <u>棚卸資産</u> <u>たな卸資産</u>
(未着品の評価)	(未着品の評価)
5-2-8の2	5-2-8の2
..... <u>棚卸資産</u> <u>たな卸資産</u>

四 原価差額の調整

改 正 後	改 正 前
(原価差額の調整)	(原価差額の調整)

改 正 後	改 正 前
5 - 3 - 1 <u>棚卸資産</u> (申告調整できる貸方原価差額) 5 - 3 - 9 <u>棚卸資産</u>	5 - 3 - 1 <u>たな卸資産</u> (申告調整できる貸方原価差額) 5 - 3 - 9 <u>たな卸資産</u>

五 減価償却資産の範囲

改 正 後	改 正 前
(電気通信施設利用権の範囲) 7 - 1 - 9 <u>電気通信事業法施行規則第2条第2項第1号から第3号まで</u> <u>(用語)</u> に規定する電気通信役務の提供を受ける権利.....	(電気通信施設利用権の範囲) 7 - 1 - 9 <u>電気通信事業法施行規則第3条第2項</u> <u>(電気通信役務の種類)</u> <u>の表に掲げる役務の提供を受ける権利</u>

4

六 固定資産の取得価額等

改 正 後	改 正 前
(電話加入権の取得価額) 7 - 3 - 16 <u>電気通信事業者</u>	(電話加入権の取得価額) 7 - 3 - 16 <u>第一種電気通信事業者</u>

七 特殊な資産についての償却計算

改 正 後	改 正 前
(再リース期間) 7 - 6 - 14 <u>令第48条第1項第6号</u>	(再リース期間) 7 - 6 - 14 <u>令第48条第1項第7号</u>

(見積残存価額)

7 - 6 - 15 法人が、令第48条第 6 項第 2 号 (見積残存価額の意義)
.....同条第 1 項第 6 号.....

(見積残存価額)

7 - 6 - 15 法人が、令第48条第 2 項 (見積残存価額等の意義)
...同条第 1 項第 7 号.....

八 資産の評価損

改 正 後	改 正 前
<p>(上場有価証券等以外の有価証券の発行法人の資産状態の判定)</p> <p>9 - 1 - 9</p> <p>(1)</p> <p>イ</p> <p>ロ 破産法の規定による破産手続開始の決定があったこと。</p> <p>ハ</p> <p>ニ</p> <p>(2)</p> <p>(注)</p>	<p>(上場有価証券等以外の有価証券の発行法人の資産状態の判定)</p> <p>9 - 1 - 9</p> <p>(1)</p> <p>イ</p> <p>ロ 破産法の規定による破産の宣告があったこと。</p> <p>ハ</p> <p>ニ</p> <p>(2)</p> <p>(注)</p>

5

九 報酬、給料、賞与及び退職給与等

改 正 後	改 正 前
<p>(退職給与の打切支給)</p> <p>9 - 2 - 24<u>確定拠出年金制度</u>.....</p> <p>(注)</p>	<p>(退職給与の打切支給)</p> <p>9 - 2 - 24<u>適格退職年金制度</u>.....</p> <p>(注)</p>

十 保険料等

改 正 後	改 正 前
<p>(社会保険料の損金算入の時期)</p> <p>9 - 3 - 2</p> <p>(1)</p> <p>(2) 厚生年金保険法第138条《掛金》の規定により徴収される掛金(同条第5項《設立事業所の減少に係る掛金の一括徴収》又は第6項《解散時の掛金の一括徴収》の規定により徴収される掛金を除く。)又は同法第140条《徴収金》の規定により徴収される徴収金</p> <p>注 同法第138条第5項又は第6項の規定により徴収される掛金については、納付義務の確定した日の属する事業年度の損金の額に算入することができる。</p>	<p>(社会保険料の損金算入の時期)</p> <p>9 - 3 - 2</p> <p>(1)</p> <p>(2) 厚生年金保険法第138条《掛金》の規定により徴収される掛金又は同法第140条《徴収金》の規定により徴収される徴収金</p>

9

十一 貸倒損失

改 正 後	改 正 前
<p>(金銭債権の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ)</p> <p>9 - 6 - 1</p> <p>(1)</p> <p>(2) 商法の規定による特別清算に係る協定の認可又は整理計画の決定があった場合において、これらの決定により切り捨てられることとなった部分の金額</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p>	<p>(金銭債権の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ)</p> <p>9 - 6 - 1</p> <p>(1)</p> <p>(2) 商法の規定による特別清算に係る協定の認可若しくは整理計画の決定又は破産法の規定による強制和議の認可の決定があった場合において、これらの決定により切り捨てられることとなった部分の金額</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p>

十二 その他の経費

改 正 後	改 正 前
<p>(資産に計上した入会金の処理)</p> <p>9 - 7 - 12</p> <p>(注)</p> <p>.....<u>破産手続開始の決定等</u>.....</p>	<p>(資産に計上した入会金の処理)</p> <p>9 - 7 - 12</p> <p>注</p> <p>.....<u>破産宣告等</u>.....</p>

十三 分割前事業年度に係る欠損金

改 正 後	改 正 前
<p>(分割前事業年度に係る連結欠損金額の取扱い)</p> <p>12 - 4 - 1</p> <p>.....<u>法第4条の5第2項第4号</u>.....<u>前7年以内</u>.....</p> <p>.....</p>	<p>(分割前事業年度に係る連結欠損金額の取扱い)</p> <p>12 - 4 - 1</p> <p>.....<u>令第4条の5第2項第4号</u>.....<u>前5年以内</u>.....</p> <p>.....</p>

十四 借地権の設定等に伴う所得の計算

改 正 後	改 正 前
<p>(複利の方法による現在価値に相当する金額の計算)</p> <p>13 - 1 - 11 令第138条第3項《<u>特別の経済的な利益の額の計算</u>》に規定する「通常の利率」は昭和39年4月25日付直資56・直審(資)17「<u>財産評価基本通達</u>」(法令解釈通達)の4-4に定める基準年利率(同条第2項に規定する<u>金銭の貸付けを受けた日を含む月に適用される基準年利率とする。</u>)「貸付けを受ける期間」は1年を単位として計算した期間(1年未満の端数があるときは切り捨てて計算した期間)複利の方法で現在価値を計算する場合の「<u>複利現価率</u>」は小数点以下第3位まで計算した率(第4位を切り上げる。)</p>	<p>(複利の方法による現在価値に相当する金額の計算)</p> <p>13 - 1 - 11 令第138条第3項《特別の経済的な利益の額の計算》に規定する「通常の利率」は年3.0%、「貸付けを受ける期間」は1年を単位として計算した期間(1年未満の端数があるときは切り捨てて計算した期間)複利の方法で現在価値を計算する場合の「<u>複利現価率</u>」は小数点以下第3位まで計算した率(第4位を切り上げる。)による。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>による。</p> <p>④ 同条第 2 項に規定する金銭の貸付けを受けた日を含む月に適用される基準年利率が事業年度終了の日において公表されていない場合は、公表されている直近の月の利率によって差し支えないものとする。</p>	

十五 収益事業の範囲

改 正 後	改 正 前
<p>(請負業の範囲)</p> <p>15 - 1 - 27<u>同号イから二まで</u>.....</p> <p>(低廉保証料の判定)</p> <p>15 - 1 - 69 <u>規則第 8 条の 2 第 2 項</u>.....</p>	<p>(請負業の範囲)</p> <p>15 - 1 - 27<u>同号イから八まで</u>.....</p> <p>(低廉保証料の判定)</p> <p>15 - 1 - 69 <u>規則第 8 条の 2 の 2 第 2 項</u>.....</p>

8

十六 申告及び納付

改 正 後	改 正 前
<p>(組織再編成に係る確定申告書の添付書類)</p> <p>17 - 1 - 5 付表</p> <p style="text-align: center;">組織再編成に係る主要な事項の明細書の記載の仕方</p>	<p>(組織再編成に係る確定申告書の添付書類)</p> <p>17 - 1 - 5 付表</p> <p style="text-align: center;">組織再編成に係る主要な事項の明細書の記載の仕方</p>

1	1
 《確定申告書の添付書類》 《確定申告書の添付書類》

2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11

十七 国内源泉所得に係る所得の金額の計算

改 正 後	改 正 前
<p>(在外資産の減価償却費等)</p> <p>20 - 3 - 6</p> <p>.....当該償却費の額がその減価償却資産の取得価額を各事業年度の償却限度額として償却する方法.....</p> <p>.....</p>	<p>(在外資産の減価償却費等)</p> <p>20 - 3 - 6</p> <p>.....当該償却費の額が令第48条第1項第6号《平成10年3月31日以前に取得をされた営業権の任意償却》に掲げる方法.....</p> <p>.....</p>
<p>(国内業務を廃止した場合の事業税の特例)</p> <p>20 - 3 - 8 外国法人が国内業務の全部を廃止した場合には、その廃止をした</p>	<p>(国内業務を廃止した場合の事業税の特例)</p> <p>20 - 3 - 8 外国法人が国内業務の全部を廃止した場合には、その廃止をした</p>

改 正 後	改 正 前
<p>日の属する事業年度（以下20 - 3 - 8において「国内業務廃止年度」という。）に課される事業税の額については、9 - 5 - 1及び9 - 5 - 2（租税の損金算入の時期等）にかかわらず、当該国内業務廃止年度の損金の額に算入することができる。この場合において、その損金の額に算入する事業税の額（以下20 - 3 - 8において「事業税の課税見込額」という。）は、次に掲げる区分に応じ、次の金額とする。</p> <p>(1) <u>地方税法第72条の2第1項第1号ロに規定する法人</u> 次の算式により計算した金額</p> <p>（算式）</p> <p>当該国内業務廃止年度の所得割の課税標準となる 所得金額（事業税の課税見込額を損金の額に算入しないで計算した場合の金額とする。以下同じ。） $\frac{\text{所得金額}}{1 + \text{所得割の税率}} \times \text{所得割の税率}$</p> <p>(2) <u>地方税法第72条の2第1項第1号イに規定する法人</u></p> <p>イ <u>当該国内業務廃止年度において所得割の課税見込額が生じる場合</u> 当該国内業務廃止年度に係る事業税の課税見込額としてイからハまでの算式により計算した金額の合計額</p> <p>(イ) <u>資本割の課税見込額</u></p> <p>（算式）</p> <p><u>地方税法第72条の22第2項に規定する外国法人の資本割の課税標準額</u> × <u>資本割の税率</u></p> <p>(ロ) <u>付加価値割の課税見込額</u></p> <p>（算式）</p>	<p>日の属する事業年度（以下20 - 3 - 8において「国内業務廃止年度」という。）の所得につき課される事業税の額については、9 - 5 - 1及び9 - 5 - 2（租税の損金算入の時期等）にかかわらず、当該国内業務廃止年度の損金の額に算入することができる。この場合において、その損金の額に算入する事業税の額（以下20 - 3 - 8において「事業税の課税見込額」という。）は、次の算式により計算した金額によるものとする。</p> <p>（算式）</p> <p>当該国内業務廃止年度の事業税の課税標準となる 所得の金額（事業税の課税見込額を損金の額に算入しないで計算した場合の金額とする。） $\frac{\text{所得の金額}}{1 + \text{事業税の税率}} \times \text{事業税の税率}$</p>

$$\frac{\left[\frac{\text{収益配分額} + \text{単年度損益} - \frac{\text{資本割の課税見込額}}{\text{課税見込額}} \times \frac{\text{所得金額} - \frac{\text{資本割の課税見込額}}{\text{課税見込額}}}{1 + \text{所得割の税率}} \right] \times \frac{\text{付加価値割の税率}}{\text{の税率}}}{1 + \text{付加価値割の税率} - \frac{\text{所得割の税率} \times \text{付加価値割の税率}}{1 + \text{所得割の税率}}}$$

ハ 所得割の課税見込額

(算式)

$$\frac{\left(\frac{\text{所得金額} - \frac{\text{資本割の課税見込額}}{\text{課税見込額}} - \frac{\text{付加価値割の課税見込額}}{\text{課税見込額}} \right) \times \text{所得割の税率}}{1 + \text{所得割の税率}}$$

ロ 当該国内業務廃止年度において所得割の課税見込額が生じない場合
 当該国内業務廃止年度に係る事業税の課税見込額としてイ及びロの算式
 により計算した金額の合計額

イ 資本割の課税見込額

(算式)

$\frac{\text{地方税法第72条の22第2項に規定する外国法人の資本割の課税標準額}}{\text{課税標準額}} \times \text{資本割の税率}$

ロ 付加価値割の課税見込額

(算式)

$$\frac{\left[\text{収益配分額} + \left(\text{単年度損益} - \frac{\text{資本割の課税見込額}}{\text{課税見込額}} \right) \right] \times \text{付加価値割の税率}}{1 + \text{付加価値割の税率}}$$

注1 所得割とは、地方税法第72条の12第1号ハに規定する所得割をいう。

2 資本割とは、地方税法第72条の12第1号ロに規定する資本割をいう。

3 付加価値割とは、地方税法第72条の12第1号イに規定する付加価値割をいう。

4 収益配分額とは、地方税法第72条の14に規定する収益配分額をいう。

5 単年度損益とは、地方税法第72条の18に規定する単年度損益をいう。

改 正 後	改 正 前
<p><u>単年度損益の額は、事業税の課税見込額を損金の額に算入しないで計算した金額とする。</u></p>	

十八 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p>(経過的取扱い...改正通達の適用時期)</p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の法令解釈通達の適用に関し、次に掲げる事項については、それぞれ次による。</u></p> <p>(1) <u>この法令解釈通達による改正後の1 - 5 - 1の(1)の取扱いは、平成16年10月1日から適用する。</u></p> <p>(2) <u>この法令解釈通達による改正後の9 - 1 - 9の(1)のロ、9 - 6 - 1の(2)及び9 - 7 - 12の注の取扱いは、平成17年1月1日以後にされる破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立て又は職権でされる破産手続開始の決定に係る破産事件について適用し、同日前にされた同法附則第2条《旧法の廃止》の規定による廃止前の破産法の規定による破産の申立て又は職権でされた破産の宣告に係る破産事件については、なお従前の例による。</u></p> <p>(3) <u>この法令解釈通達による改正後の12 - 4 - 1の取扱いは、連結法人の平成13年4月1日以後に開始した連結事業年度(法人税法第81条の9第2項に規定する政令で定める連結事業年度を含む。以下同じ。)において生じた連結欠損金額について適用し、連結法人の同日前に開始した連結事業年度において生じた連結欠損金額については、なお従前の例による。</u></p> <p>(4) <u>この法令解釈通達による改正後の13 - 1 - 11の取扱いは、平成16年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始し</u></p>	<p>(新 設)</p>

た事業年度分の法人税については、なお従前の例による。